

令和3年度

第3回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

### 第 3 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和3年6月17日（木）午後2時00分から午後3時15分

2 開催場所 葵区御幸町3-21 ペガサート7階 大会議室

3 出席委員（20人）

会長 13番 西ヶ谷量太郎

会長職務代理者（副会長）12番 徳田 雅亮

委員 1番 伊藤 修司 2番 遠藤 公夫 3番 大石 雅章

4番 大石 泰子 5番 大塚 師輝 6番 佐藤 直美

7番 佐藤 操 8番 白岩 正行 9番 杉山 寿朗

10番 鈴木 茂樹 11番 鈴木 長一 14番 西子 親慶

15番 仁藤 雅巳 16番 堀越 隆正 17番 牧野 正昭

18番 松永 一雄 19番 望月 芳明 20番 山田 常己

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第14号 農業委員会の適正な事務実施に係る令和2年度活動の点検評価  
(案)並びに令和3年度活動計画(案)について

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第19号 非農地証明申請について

議案第20号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する  
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1  
項の規定による承認申請について

議案第21号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

議案第22号 令和4年度農林関係税制改正に関する要望について

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第11号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定  
による届出について

報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第13号 相続税納税猶予の関する適格者証明願いについて

5 農業委員会事務局職員

事務局長 増田 雅之、次長 杉本 光利、次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、副主幹 鈴木 康生、  
主査 田杉 真里、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、農地係長 丸山 美咲、副主幹 小林 満  
明、主査 松永 文雄、主任主事 奥山 雅吉、主任主事 石川 尚美

6 農地利用課職員

主事 寺園 理帆

7 会議の概要

議長 ただ今から令和3年度第3回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日は  
委員20名全員での開催です。静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に  
規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議あり  
ませんか。

(異議なし)

1番 伊藤 修司委員、2番 遠藤 公夫委員にお願いいたします。次に委員の皆様  
にお願いがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いします。  
また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。

それでは、最初に議案第14号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明  
をお願いします。

事務局長 **【議案第14号朗読】**

点検・評価(案)は2ページから9ページに、活動計画(案)は10ページから  
12ページに記載のとおりでございます。内容につきましては、担当職員から説明  
いたします。

事務局 農業委員会事務の令和2年度の活動の点検・評価(案)並びに令和3年度活動計  
画(案)についてご説明いたします。

これは、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、農業委員会活動における  
「農地等の利用の最適化の推進状況」及び「その他事務の実施状況を公表するもの」  
です。これらについて、この度、総会の承認を求めるものです。

まず、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」ですが、これ  
は令和2年度の農業委員会の活動内容等を報告するものとなっています。

「1 農業委員会の状況」についてですが、これは、令和2年3月31日時点で

の、「耕地面積」、「農家数」、「経営体数」、「農業委員会の現在の体制」について報告したものとなります。

「経営耕地面積」、「農家数」、「農業者数」は農林業センサス2015における静岡市の数値から、引用してきたものとなり、それ以外については、指定された時点での関係各課の統計に基づくものとなります。

「2 担い手への農地の利用集積・集約化」です。

令和2年4月時点での現状は記載の通りとなりますが、令和2年の目標及び実績として、目標面積は1,585.0haに対して、集積実績が1,713.7ha、達成状況としては108.1%となりました。

目標達成に向けた活動として、計画では新規の担い手の掘り起こし、農地中間管理機構等の活用により、農地の利用集積・集約化を推進するとしていましたが、実績として、JAと協力し、新規の担い手の掘り起こし、5人の実施、新規就農希望者の支援を行いました。

その下の目標及び活動に対する評価としましては、計画通り実施し、目標を達成いたしました。

「3 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、令和2年度の新規参入者数は12経営体で、取得農地面積は9.82haです。

その結果、参入目標8経営体に対する実績、達成状況は150%で、参入面積目標12haに対する実績、達成状況は81.8%となりました。

目標の達成に向けた活動としては、随時行う就農相談、審査会の実施、及び就農支援ということになります。実績として、10月、12月、3月に審査会を実施し、随時就農相談を実施しました。

目標及び活動に対する評価は、計画通り実施し、概ね達成いたしました。

「4 遊休農地に関する措置に関する評価」ですが、令和2年4月現在の現状は記載の通りです。

令和2年度は、解消目標を12haと設定し、解消実績は11.2haと93.3%の達成状況となりました。

目標達成に向けた活動としてあげているものは、農地利用状況調査及び意向調査となります。活動計画に対して農地利用状況調査は、令和2年度、調査員が149人で8月から9月にかけて実施しました。

そして、意向調査は121筆9haを対象として実施しました。また、その他の

活動としまして、B分類農地の非農地化を清水区において実施し、18.4haに対して非農地通知を発出いたしました。

目標及び活動に対する評価としましては、計画通り実施し、概ね目標を達成できました。

「5 違反転用への適正な対応」ですが、令和2年12月現在の違反転用状況は、0.47haとなっております。

農業委員会だよりでの啓発や、推進委員による農地パトロールにより、違反転用の未然防止、早期発見、改善指導を行いました。

「6 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」ですが、これは、農地法第3条に基づく許可事務、農地転用に関する事務に関しては、記載の通りとなっております。

「農地所有適格法人からの報告への対応」ですが、令和3年3月31日時点で把握している農地所有適格法人数は30法人です。

それに対して、2法人が新規参入で、1事業年度を完了していないため、直近の報告書の提出はない状況です。そのため報告書提出については、28法人とさせていただきます。情報の提供等につきましても記載のとおりとなっております。

「8 事務の実施状況の公表等」ですが、総会等議事録は、総会終了後HPに公表しております。

その下、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出ですが、県農業会議あてが3件、市長あてが6件と計9件となっております。

そして活動計画の点検・評価の公表については、今説明をさせていただいているものになりますが、総会で承認後にホームページにて公表するものといたします。以上が、令和2年度の実績に基づいた、活動の点検・評価案となります。

続いて、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画案についてご説明させていただきます。内容が、令和2年度の点検評価と重複するものもありますので、一部説明を割愛させていただきます。

ここからの内容については、2ページで説明したものと同様、農林業センサス2015や関係各課の統計による数字となります。

「2 担い手への農地の利用集積・集約化」については、令和3年度集積目標を1,718haと設定し、令和2年度までの活動を継続的に行い、具体的には、認定審査会の実施、農業収入保険への加入促進、新規就農者の確保、農地中間管理の活

用促進等を行ってまいります。

「3 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、現状は記載のとおりとなります、それを踏まえまして、令和3年度参入目標は8経営体3.76haとなっております。活動計画としては、情報発信の強化、新規就農者の支援を行ってまいります。

「4 遊休農地に関する措置」としましては、現状は記載のとおりとなります。令和3年度の遊休農地の目標解消面積は、11.5haです。これは過去の解消実績を鑑み設定いたしました。活動計画としましては、これまで同様、農地利用状況調査及び意向調査の実施となります。

今年度は現時点で、90人の補助員を含め147人の調査体制で行ってまいります。そして、7月12日に葵区・駿河区を対象に、翌日7月13日は清水区を対象に、説明会を実施いたします。

また、非農地化に関しましては、清水区を対象に実施予定です。

最後に「5 違反転用への適切な対応」についてですが、違反転用面積0.47haのうち、約9割が農用地区域内農地であり、今後も継続的に是正指導を行ってまいります。活動計画は、昨年度同様、6月から実態調査、事情聴取、是正指導等を実施していきます。

令和2年度活動点検・評価（案）並びに令和3年度活動計画（案）については、以上の内容となります。これらの承認についてよろしくお願いいたします。

議長 長 ただいまの議案第14号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 長 発言もないようですので、議案第14号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

（異議なし）

議長 長 議案第14号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第15号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第15号朗読】

計画は14ページから38ページに記載のとおり152件でございます。内容につきましては、担当の農地利用課職員から説明いたします。

議長 長 それでは、担当の農地利用課職員から、内容説明の説明をお願いします。

農地利用課 それでは、本日、6月の総会で決定を得たい議案の説明をさせていただきます。

令和3年6月30日に公告を予定している農地中間管理事業及び利用権設定促進事業については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっているため、農業委員会に審議をお願いするものです。

今回の農用地利用集積計画（案）につきましては、14ページから38ページにありますとおりで、貸借契約数としては152件です。

まず、農地中間管理事業です。

今回の農地中間管理事業にかかる集積計画（案）につきましては、14ページから34ページにございますとおりで、貸借契約数としては、132件、15万8,954.98㎡になります。

集積計画書（案）の表ですが、左側から、整理番号、公募地区名、貸し手の住所氏名、借り手の住所氏名、その横に契約する土地の地番、現況地目、面積があり、利用権の種類、土地利用の作目、契約年数、契約期間、賃借料が記載してあり、一番右の欄には、中間管理での貸借が新規なのか更新なのかの記載となります。

また、資料1に事業ごとの面積の内訳表、総括表がありますので、そちらも併せてご覧ください。年数、作物、貸借の種類別の面積を記載しています。

各筆明細での総数132件に対して、貸借年数区分の合計件数が134件であるのは、出し手2件で5年・10年の契約があり、それぞれ1件として計算しているためです。

以上が農地中間管理事業にかかる説明となります。

続いて利用権設定促進事業です。

利用権設定促進事業は、受け手と出し手の申し出により利用権を設定するいわゆる個人対個人の農地の貸借契約です。

今回の利用権設定促進事業にかかる集積計画（案）につきましては、議案書35ページから38ページの20件の契約、2万7,231㎡です。

またこちらも、資料1の裏面に、利用権設定の事業ごとの面積の内訳表、総括表がありますので、併せてご覧ください。年数、作物、貸借の種類別の面積を記載しています。

以上を、まとめますと、農地中間管理事業132件、15万8,954.98㎡、利用権設定促進事業20件、2万7,231㎡、合計152件、18万6,185.98㎡です。

簡単ではございますが、以上を持ちまして農用地利用集積計画（案）の説明とさせていただきます。

議長 次に、ただいまの説明に関連し事務局から補足説明をお願いします。

事務局 ただいま説明のありました農地利集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 これより、質疑に入ります。議案第15号について、発言のある方は挙手をお願いします。

11番 公募地区名はどのような決まりになっているか。

事務局 公募地区名は、利用権を設定する農地の所在地により決められています。

議長 他に発言もないようですので、議案第15号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第15号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第16号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第16号朗読】**

申請は40ページに記載のとおり7件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号17番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのこと。整理番号18番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権の設定です。申請者は、これまでも清水区の農家に2年程勤めており、経験を活かし農家として独立したく、営農場所を探していたところ話がまとまり、農家創設の申請に及んだものです。栽培作物は、経験を活かし、野菜類等を栽培予定です。

販路としては、基本はJAへ出荷を計画しており営農計画書も添付されております。

15番 以上、職員から説明がありました整理番号17番については、1班としては許可相当と判断しました。整理番号18番につきましては、地区審査会で現地調査及び聞き取り調査を実施いたしましたので、報告いたします。自宅から申請地までは、車



で15分ほどの位置にあります。申請地では、主に落花生、トウモロコシ等野菜類を栽培していきます。農業高校、農林大学校で基礎知識、基礎技術の修学、2年ほど前には農家での研修も行ったそうです。農機具等も、地主さんよりお借りでき耕作には困らない状態であります。販路としては、JAの組合員でもあるため、JAを通して行いますが、知り合いの加工会社にも、卸していく予定です。計画では、徐々にではありますが、農地を広げ収入も増やしていきたいとのこと。以上のことから、整理番号18番についても、1班としては許可相当と判断しました。

事務局 2班です。整理番号19番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのこと。整理番号20番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのこと。

9番 ただいま職員から説明がありました2件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。

事務局 4班です。整理番号21番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請地は譲受人の近接地で、すでに申請地を耕作しており、正式に贈与により所有権移転を行うものです。整理番号22番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は新規で農地を取得し、譲渡人は要望に応え、売買の話がまとまり申請に及んだものです。この案件につきましては、先月の令和3年度5月総会、議案第13号にて審議していただいた、農業委員会が定める別段の面積の決定について個別で下限面積を設定した案件に関連する申請です。整理番号23番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、賃借人は規模を拡大したく、賃貸人は要望に応え、話がまとまり賃借権の設定をしたく申請に及んだものです。この案件につきましては、農地法第5条整理番号23番営農型太陽光発電設備への転用と関連する申請です。こちらの案件につきましては、地区審査会で、現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、班長より報告があります。

14番 整理番号23番について、地区審査会にて聞き取り調査を行いましたので、報告します。賃貸人は、相続にて農地を取得しましたが、営農が出来ないということで、賃借人と話がまとまりました。賃借人は、農地所有適格法人です。申請地は青地農

地で営農型発電設備の下部では「香花」を栽培すると聞きました。通作についても20分ほどということで、問題なく、もともと「香花」の栽培経験もあるようで、営農に支障はないとのことでした。以上、整理番号21番から23番の3件について、4班としては許可相当と判断しました。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3番 整理番号18番ですが、この地区の下限面積はどのようになっているか。また判断は、仮換地の面積を採用するのか。

事務局 この地区は、下限面積は3,000㎡で、換地面積が3,000㎡丁度なので、農地取得は可能です。

3番 営農型発電設備の一時転用申請の流れを説明してください。また、事務局が申請書を受け付ける場合の基準を教えてください。

事務局 一時転用申請の流れですが、申請の相談があった場合、まず「立地規準」に適合するかどうか審査します。今回の案件は青地ですが、営農型発電設備なので不許可の例外として一時転用が認められます。そして「一般基準」にも適合するか審査します。太陽光発電設備の場合は、一昨年度に「静岡県太陽光発電設備適正導入ガイドライン」が策定され、他法令に抵触していないか申請者が確認します。また、今回は営農型なので、下部の作付け作物の生育への影響、周辺農地所有者、部農会、自治会等周辺住民への説明がされているか、そして事務局も現地確認を行い、周辺農地等への影響を確認した上で、申請書を受け付けます。

議長 他に発言もないようですので、議案第16号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第16号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第17号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第17号朗読】**

申請は42ページに記載のとおり1件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました3班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 整理番号3番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申

請地に隣接する道路の幅員が狭いため、道路の拡張をしたく申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除等については特に問題ないと思われます。なお、転用後は静岡市に寄付することとなっています。

11番 ただいま事務局から説明ありました1件につきまして、3班としては許可相当と判断しました。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第17号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第17号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第18号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第18号朗読】

申請は44ページ、45ページに記載のとおり5件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号19番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請者は、県外に本社を置く高速道路管理業を営む法人です。申請地は、完了届の提出により期間満了、三度目の再申請となります。申請事由ですが、工事が大幅に遅れている中部横断自動車道の整備に伴い、土砂を処理する場所と共に畑地造成の工事をしております。畑地造成は、ほぼ完成しておりますが、道路及び側溝の工事が完了していないため、再申請に及びました。なお、本申請地は、基盤整備後に、土地改良事業として換地します。農地区分は、農用地区域内農地となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当します。転用期間は、1年9ヶ月になります。この案件については、当時、現地調査及び聞き取り調査を実施しております。整理番号20番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、現在、実家で生活をしておりますが、子供の成長と共に手狭になり両親に相談したところ、父親所有の土地を借り住宅を建築することで話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、

排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。

1 5 番 以上、職員から説明がありました2件については、1班としては許可相当と判断しました。

事務局 3班です。整理番号21番、葵区の案件ですが、令和3年6月15日付けで取下願が提出されましたので報告します。整理番号22番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、使用借人は現在借家で、家族4人で居住しているが、二人の子の成長に伴い、現在の住居では手狭であるため、土地所有者である親と話がまとまり、申請に及びました。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討済となっています。

1 1 番 整理番号21番、葵区の案件ですが、3班として現地調査を実施し、申請者から説明を受けたので、報告します。申請者は、4月に地元自治会に説明済とのことであったが、当日参集した部農会長、隣接地権者から説明は受けていない旨の申し出があり、改めて関係者への説明を実施した後に申請することになり、今回取下げとなりました。整理番号22番、葵区の案件について、3班としては許可相当と判断しました。

事務局 4班です。整理番号23番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、賃貸人は農地所有適格法人ですが、土地の有効利用として営農型による太陽光発電設備を設置するため申請に及んだものです。農地区分は農用地区域内農地で、不許可の例外の一時転用に該当します。設備の概要は、太陽光パネルを240枚設置し、設備の最大出力は49.5kw、設置角度は南向きで傾斜角10度、パネルの下で「香花」を栽培します。隣接農地所有者、町内会長、部農会長への事業説明も行われ、了承済みです。整理番号24番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、賃貸人は農地所有適格法人ですが、土地の有効利用として営農型による太陽光発電設備を設置するため申請に及んだものです。農地区分は農用地区域内農地で、不許可の例外の一時転用に該当します。設備の概要は、太陽光パネルを240枚設置し、設備の最大出力は49.5kw、設置角度は南向きで傾斜角10度、パネルの下で水耕栽培により葉ねぎ、リーフレタスを栽培します。隣接農地所有者、町内会長、部農会長への事業説明も行われ、了承済みです。以上整理番号23番及び24番は、地区審査会で現地調査、聞き取り調査を行

いましたので、班長より報告があります。

14番 整理番号23番、24番について、地区審査会にて聞き取り調査を行いましたので、報告します。整理番号23番は、先ほどの3条の整理番号23番関連案件で営農型太陽光発電設備の支柱部分の申請です。整理番号24番の申請地で賃借人は、令和元年度8月総会、3条の賃借権設定の許可を受け、2年程前より、申請地を耕作しています。本申請は営農型太陽光発電設備の支柱部分の申請です。整理番号24番の申請地では葉ねぎなどの水耕栽培を行っています。整理番号23番及び24番の営農型太陽光発電設備への一時転用に関して、隣接農地所有者、部農会、町内会長などの地元への事業説明も行われたとのことでした。太陽光発電の売電については、価格は下がっているものの、年間170万円程度の収益を見込んでいるそうです。以上、整理番号23番、24番の2件について、4班としては許可相当と判断しました。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3番 太陽光パネルの下部ではどのような作物が栽培に適しているか、栽培、販売先等経営が成り立つのか。地元説明会については、どのようにに実施したか文書で提出してもらったかどうか。

事務局 直射日光を遮光することを好み、あまり大きくならないものが良いのではないかと。今回の「香花」「葉ねぎ」「リーフレタス」などは適しているのではないかと。

10番 地元説明会は、丁寧に確実に実施してもらいたい。

議長 申請者に対し、しっかりと地元説明を行うよう事務局から伝えてください。

事務局 地元部農会、自治会に対し説明を行うよう、再度、申請者に伝えます。

9番 以前、今回と同様な平地での水耕栽培の案件があったが、今回の申請地と同地か。

事務局 令和元年8月総会に申請があった場所と同じ農地です。

9番 実績はどうなっているか。パネルが設置されて、栽培に影響はないか。

事務局 現在、寒冷紗で遮光して栽培しており、パネルが設置されても影響はないと耕作者から聞いている。

5番 営農型太陽光発電設備を荒廃農地に設置する場合の収量要件の8割が撤廃されたということだが、3年毎の更新の時には、どのような判断をするのか、事務局が基準を示してもらいたい。

事務局 年1回の報告義務があるので、その中で収穫量等の確認をしていく。

5番 更新の際には、現地が荒廃農地であったということ、事務局が示すことになるか。

事務局 そのようになります。

18番 営農型の案件は、毎年報告書の提出が義務付けられているが、全て報告はあるか。  
事務局 全案件、報告書が提出されています。

12番 作物によっては、当初数年間は収穫がないものもあるが、収穫量の8割の判断はどうするか。

事務局 毎年の報告書の中で、適正に肥培管理されていることが確認できれば、収穫できるまでの期間は収入がなくても認められます。

議長 他に発言もないようですので、議案第18号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第18号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第19号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第19号朗読】**

申請は47ページに記載のとおり2件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号5番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、山林です。こちらの案件ですが、昭和40年頃より、耕作されず現在に至り、証明基準「5」の耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和3年5月28日に、地区担当農業委員の立会いのもと、現地写真等を確認していただきました。

15番 以上、職員から説明がありました1件については、1班としては承認することと判断しました。

事務局 3班です。整理番号6番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は、山林です。こちらの案件ですが、昭和47年より耕作されない状態が続いた事で現在に至り、証明基準「5」の「耕作されない状態が続いた事で森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地」に該当します。令和3年6月7日に、地区担当農業委員の立会いのもと、航空写真等を確認していただきました。

11番 以上、職員から説明がありました整理番号6番については、3班としては承認することが適当と判断しました。

議長 ただいまの議案第19号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第19号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第19号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第20号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第20号朗読】

申出は49ページ、50ページに記載のとおり3件であります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号1から3までの3件につきましては、いずれも今回の申請者の親会社が開設者でしたが、子会社に開設者を変更することになり、再度土地所有者と契約をし直し、改めて当委員会の承認を得ようとするものです。事業内容に変更はなく、農園利用者及び周辺農家、住民からの苦情等も今のところ特に入っておりません。整理番号1番、葵区の案件です。当初、令和元年11月総会で承認されたものです。事業計画は記載のとおりです。利用者への貸付期間は1年で月6,380円の賃料です。地権者とは5年契約で月10,000円の賃料です。整理番号2番、駿河区の案件です。当初、令和元年9月総会で承認されたものです。事業計画は記載のとおりです。利用者への貸付期間は1年で月6,380円の賃料です。地権者とは5年契約で月10,000円の賃料です。整理番号3番、清水区の案件です。当初、平成30年11月総会で承認されたものです。事業計画は記載のとおりです。利用者への貸付期間は1年で月6,380円の賃料です。地権者とは5年契約で、月30,000円の賃料です。なお、3件とも当初契約については、今回の報告案件で合意解約が提出されております。

9番 ただいま、職員から説明がありました3件につきましては、2班としては承認相当地と判断しました。

議長 ただいまの議案第20号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第20号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第20号は、原案のとおり承認いたしました。  
次に、議案第21号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第21号朗読】

申出は52ページに記載のとおり7件であります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号4です。こちらの生産緑地は平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約100日農作業に従事していました。5月11日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号5です。こちらの生産緑地2筆は平成28年、他の2筆は平成17年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約180日農作業に従事していました。5月11日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号6です。こちらの生産緑地1筆は平成18年、他の1筆は平成27年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約80日農作業に従事していました。5月20日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号7です。こちらの生産緑地は、平成22年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約100日農作業に従事していました。5月24日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号8です。こちらの生産緑地は、平成20年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約100日農作業に従事していました。5月24日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号9です。こちらの生産緑地は、平成21年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約300日農作業に従事していました。5月24日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。整理番号10です。こちらの生産緑地は、平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約100日農作業に従事していました。5月25日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。

議長 ただいまの議案第21号について、発言のある方は挙手をお願いします。

9番 整理番号8番は、168㎡と生産緑地としては面積が少ないが。

事務局 家の周りが生産緑地になっており、今回その一部を解除するものです。

12番 整理番号7番も同様か。

事務局 整理番号7番は、平成27年解除された他の所有者の農地と合わせて指定を受



けていたが、今回、解除するものです。

議 長 他に発言もないようですので、議案第21号について、原案のとおり承認よいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第21号は、原案のとおり承認いたしました。  
次に、議案第22号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第22号朗読】

要望案は54ページに記載のとおりです。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事 務 局 令和4年度農林関係税制改正に関する要望についてですが、こちらは今月の下旬が県農業会議への提出期限となっており、4月総会で全委員の皆さまに提出をお願いしたところですが、要望内容につきましては、5月27日(木)に開催しました、「第1回農政対策委員会」において、各委員の皆さまと提出案を決定いたしました。詳細につきましては、農政対策委員会会長より、ご説明いただきます。

7 番 令和4年度農林関係税制改正に関する要望につきましては、農業の担い手が不足する中、農作業を効率的に行えるよう農地を面的に集約することにおいて、農地中間管理機構による農地の貸借は、有効な手段となっております。そのため、農地中間管理機構に所有する全農地を10年以上の期間で貸し付けた場合において、固定資産税が2分の1控除される特例措置の継続実施とともに、貸付期間の全期間が控除されるよう、制度の拡充が必要であると考えます。対象は、所有する全農地を、新たに、まとめて、農地中間管理機構に貸し付けた人です。なお、10アール未満の自作地は残すことができます。15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間、10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には、3年間、固定資産税が2分の1に軽減されます。特例の期限は、令和4年3月31日です。以上のことから、農政対策委員会では、令和4年度の税制改正要望として、税率の軽減から一步踏み込み、貸付期間の全期間が控除されることで、更なる農地中間管理機構による農地の貸借を進めるため、提出要望として別紙案を決定いたしました。

事 務 局 補足説明をさせていただきます。固定資産税の2分の1の控除の実績について、固定資産税へ確認しました。令和2年度は、18名、34筆、25,972㎡が対象になりました。これは、令和元年7月1日から令和2年1月1日の間に賃借権等

を設定した農地について、控除対象になっております。固定資産税課が控除の認定をする方法ですが、毎年、農地利用課が賃借権等を設定した農地の情報を提供します。その後、固定資産税課が調査をして、控除の対象になるか、どうかの判断をし、決定するということです。

議長 ただいまの議案第22号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第22号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第22号は、原案のとおり承認いたしました。次に、報告事項に入ります。報告第10号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第10号朗読】

通知は56ページ、57ページの12件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。詳細につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局 それでは、合意解約について説明させていただきます。整理番号5番については、経営規模縮小のため、合意解約しました。なお、他の人に貸す予定があるとのことです。整理番号6番については、賃借人が体調不良により耕作が困難であるため、合意解約しました。なお、農協を通じて新しい借り手を探しておりますが、急斜面のため未定とのことです。整理番号7番と8番は同一の案件です。賃借人の労力不足による経営規模縮小のため、合意解約しました。なお、賃貸人が耕作することです。整理番号9番と10番は同一の案件です。賃借人へ農地を売るため、合意解約しました。整理番号11番については、賃借人が高齢で耕作が困難となり、経営規模縮小のため、合意解約しました。なお、緩やかな傾斜地であり、地域の若手担い手に託すとのことです。整理番号12番についても、賃借人が高齢で耕作が困難となり、経営規模縮小のため、合意解約しました。なお、他の人に貸すことが決まっているとのことです。整理番号13番については、賃貸人が住宅を建てるため、合意解約しました。整理番号14番から16番については、貸し農園事業の運営会社を変更するため、合意解約しました。先ほどご審議いただいた議案第20号関連の案件となります。

議長 ただいまの報告第10号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、以上で報告第10号を終わります。

次に、報告第11号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第11号朗読】

届出は59ページから66ページの47件がございました。その内訳は、4条の転用が11件、5条の転用が36件で、内訳としましては、所有権移転が34件、使用貸借による権利の設定が2件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第11号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、以上で報告第11号を終わります。

次に、報告第12号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第12号朗読】

届出は65ページから66ページの20件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第12号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、以上で報告第12号を終わります。

次に、報告第13号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第13号朗読】

申出は68ページの2件がございました。内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、交付いたしました。なお、詳細につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 こちらは、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく、納税の猶予を受けけるために、相続人が引き続き農業経営を行う者であることを、証明するものです。整理番号1は、5月7日、地区最適化推進委員と整理番号2は、5月24日、地区最適化推進委員と現地確認を行いました。以上2件、当該農地はすべて耕作がされており、相続人は今後も引き続き農業経営を行うと認められる者であったため、適格者証明を交付しました。

議長 ただいまの報告第13号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、以上で報告第13号を終わります。

以上をもちまして、静岡市農業委員会第3回総会を閉会いたします。